

社会保険労務士法人

富労務管理事務所便り

連絡先：〒374-0027
群馬県館林市富士見町 5 番 30 号
電 話：0276-72-2366
FAX：0276-70-1069
e-mail：tomi-roumu@krc.biglobe.ne.jp



給与水準を引き上げた中小企業、3年ぶりに半数超え～日本政策金融公庫調査

株式会社日本政策金融公庫は、「中小企業の雇用・賃金に関する調査」結果を発表しました。同公庫の取引先 13,266 社を対象に調査したもので、2022 年 12 月中旬に実施し、5,473 社から回答を得ています。

◆給与水準を引き上げた中小企業は3年ぶりに半数を上回る

2022 年 12 月の正社員の給与水準をみると、「上昇」と回答した企業割合は 53.1%と、2021 年実績(41.1%)から 12.0 ポイント上昇しました。

業種別にみると、情報通信業(63.8%)、水運業(58.5%)、建設業(55.1%)などで「上昇」の割合が高くなっています。2023 年見通しをみると、「上昇」と回答した企業割合は 53.3%となっています。

◆給与水準上昇の背景は「自社の業績が改善」

正社員の給与水準上昇の背景についてみると、「自社の業績が改善」と回答した企業割合が 27.2%と最も高く、次いで「物価の上昇」(19.4%)、「採用が困難」(18.4%)の順となっています。

業種別にみると、「自社の業績が改善」と回答した企業割合は、不動産業(47.1%)、電気機械(41.0%)などで高く、「物価の上昇」は、窯業・土石(31.0%)、倉庫業(30.0%)などで高くなっています。

◆賃金総額でも「増加」が半数超え

2022 年 12 月の賃金総額をみると、「増加」と回答した企業割合が 59.7%、「ほとんど変わらない」は 29.2%、「減少」は 11.0%となっています。「増加」の割合は、2021 年実績(49.3%)から 10.4 ポイント上

昇しました。2023 年見通しをみると、「増加」と回答した企業割合は 60.5%となっています。

また、賞与の支給月数をみると、「増加」と回答した企業割合が 31.3%、「変わらない」は 48.5%、「減少」は 14.2%となっています。「増加」の割合は、2021 年実績(30.5%)から 0.8 ポイント上昇しています。

業種別にみると、倉庫業(43.8%)、宿泊・飲食サービス業(37.7%)、卸売業(34.9%)などで「増加」の割合が高くなっています。

リーフレット「賃金のデジタル払いが可能になります！」が公表されました

令和5年4月1日から、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払いが認められることになりました。導入の際は以下の点に留意しましょう。

◆今後の流れ

- ① 2023 年4月～……資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査(数か月かかる見込み)
- ② 大臣指定後…各事業場で労使協定を締結
- ③ 労使協定締結後……個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

◆事前の協定締結が必須です

賃金のデジタル払いを事業所に導入するには、まずは雇用主と労働者で労使協定の締結が必要です。その上で、雇用主は以下の事項を労働者に説明し、労働者の項別の同意を得る必要があります。

・受け取り額は適切に設定を

指定資金移動業者口座は、「預金」をするため

はなく、支払いや送金に用いるためのものであることを理解の上、支払いなどに使う見込みの額を受け取るようにしてください。また、受け取り額は、1日当たりの払出上限額以下の額とする必要があります。

・口座の上限額は 100 万円

口座の上限額は 100 万円以下に設定されています。上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に出金されます。この際の手数料は労働者の負担となる可能性がありますので、指定資金移動業者にご確認ください。

・口座残高の現金化も可能（月 1 回は口座からの払い出し手数料なし）

ATMや銀行口座などへの出金により、口座残高を現金化（払い出し）することもできます。少なくとも毎月 1 回は労働者の手数料負担なく指定資金移動業者口座から払い出しができます。払出方法や手数料は指定資金移動業者により異なります。

・口座残高の払戻し期限は少なくとも 10 年間

口座残高については、最後の入出金日から少なくとも 10 年間は、申し出などにより払い戻してもらうことができます。

マスク着用ルールの見直し

◆従業員への着用要請は許容

事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。次のような例が示されています。

○感染対策上または事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、○客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、

○マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること

政府が公表する業種別ガイドラインなども参考にしながら、自社の対応を考えていきましょう。

4 月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞

[公共職業安定所]

17 日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出[市区町村]

5 月 1 日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出＜休業 4 日未満、1 月～3 月分＞[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付
[都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第 1 期＞
[郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

（4 月 1 日から 20 日または第 1 期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間）